

未来投資会議
構造改革徹底推進会合第2回
ご説明資料



平成28年11月9日
内閣官房IT総合戦略室

目次

【海外比較と日本の取組み】

- ① データ流通
- ② オープンデータ
- ③ 行政手続IT化
- ④ シェアリングエコノミー

【参考資料】

参考1: 国際ランキングにおける日本の位置づけ

参考2: データカタログサイト「DATA.GO.JP」について

参考3: シェアリングエコノミー関係資料

① データ流通（海外比較と日本の取組）

海外の状況

【欧州】 事業者や業界を超えた流通・利活用を促すための一つの取組として、本人関与に基づくデータ流通に着目したPDS（Personal Data Store）のコンセプトが提案され、例えば、midata（英国）に代表される産官学の協調による社会実験等を実施。また、このような動きに関連して、本年5月に公布されたEUのGDPR（一般データ保護規則）において、「データポータビリティ権」及び「データ消去権」を導入。

【米国】 アクシオム社等の個人情報収集し販売するデータブローカーが、マーケティング領域において大きな役割を果たす等、個人情報を含む情報は民間事業者において積極的に活用されている。このような民間の積極的取組に委ねた上で、問題発生の際にFTC（連邦公正取引委員会）が事後対応。

日本の取組

■ 海外と比して、我が国において、プライバシー保護に関する漠然とした不安・不信感等を背景に、個人情報を含むデータの事業者や業界を超えた流通及びその利活用は、十分に進んでいない。個人に関わるデータの流通を促進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に、データ流通環境整備検討会を設置し、本人の関与の下でのデータ流通・利活用を可能とする仕組みについて検討中、本年度中にとりまとめ予定。

本検討会においては、上記、PDSに加え、我が国独自の提案である情報利用信用銀行（いわゆる情報銀行）、さらにこれらの仕組みを社会に実装させていく上で重要な役割を担うデータ取引市場を検討の対象としている。

(IT国家創造宣言工程表(抜粋))

年度	短期			中期			長期			KPI									
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021										
データ流通の円滑化と利活用の促進	データ流通の円滑化等の措置																		
													安全・安心なデータの流通の円滑化に向けた検討【内閣官房、関係府省庁】	データ流通の効用に関する社会意識の醸成のための普及啓発等の推進【内閣官房、関係府省庁】					
														データ流通における個人の関与の仕組み（個人が自らのデータの提供先等を管理できるシステム）等について検討【内閣官房、関係府省庁】					
														治療や検査データの収集・管理・匿名化等を行う管理機関（仮称）に関する制度の構築に向けた検討等【内閣官房、関係府省庁】					
			医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において報告書を取りまとめ（2015年12月）【厚生労働省】	医療保険オンライン資格確認システムの整備に向けて、具体的なシステムの仕組み・実務等について検討【厚生労働省】															
				データ流通環境整備検討会を設置、本人の関与の下でのデータ流通・利活用を可能とするPDS、情報銀行等の仕組みについて検討中、本年度中にとりまとめ。															

②-1 オープンデータ（海外比較と日本の取組）

海外の状況

【欧州】 英国では、2000年代前半から、公共セクター情報の再利用という形で取組。2009年10月、政府ポータルサイト（DATA.GOV.UK）を開設。キャメロン政権発足（2010年5月）後、取組を加速。2011年11月、オープンデータを活用したビジネスモデル創出の支援等を実施。2012年7月、ロンドン五輪でもオープンデータの取組を加速。ODBで1位。ODIで2位。OECDで3位（参考参照）。

（例）英国ロンドン交通局が、地下鉄やバスの運行情報、道路のカメラ映像、レンタサイクル及び駐輪場空き情報等のリアルタイムデータを含むデータセットを公開。



アプリ：Citymapper

オリンピック期間中のピーク時における通常の交通需要の20%削減を実現するとともに、全体として大規模な交通需要に対応。

フランスでは、2010年11月、推進組織（首相直下のタスクフォース）設立に関する閣議決定。2011年4月、サルコジ大統領がインターネットの起業家によるサービスの創造について演説。同年5月、PSI（公共分野の情報）の利活用に関する指針を策定。同年12月に政府ポータルサイト（data.gouv.fr）を開設。ODBで2位、ODIは10位、OECDは2位。

【米国】 オバマ大統領（2009年1月以降）は、「オープンガバメント」、「オープンデータ」を政権公約として掲げ、2009年5月、政府ポータルサイト（DATA.GOV）を開設。2013年5月、大統領令「オープンデータポリシー」を発表し、オープンデータ化を促進。ODBで2位。ODIで8位。OECDで9位。

（例）Weather Insurance社が、天候、土壌データを活用した農業向け損害保険サービスを提供。



国立気象サービスのリアルタイムデータや、農務省が提供する収穫量・土壌情報等を活用して、地域や作物ごとの収穫被害発生確率を予測、保険料を算定。

【その他】 2013年6月英国ロッキン・アーンサミットにおいて、G8オープンデータ憲章を合意。日本も同憲章に基づくアクションプランを策定・実施。

日本の取組

- 東日本大震災をきっかけにオープンデータに関心が高まり、2012年7月、電子行政オープンデータ戦略を策定。2014年10月、政府ポータルサイト（DATA.GO.JP）（参考参照）を開設。
- 国際ランキング（日本は、ODBで13位、ODIで31位、OECDで14位）の評価項目において、日本の評価が低い項目（例 企業登記情報、公共交通の時刻表、不動産登記情報、国際的ライセンスとの互換性など）がある。このため、2015年12月、政府の利用規約を国際的なオープンライセンスとするため、**政府標準利用規約第2.0版を決定し、適用済**。
- 日本では積極的に取り組んでいるものの、国際ランキングの評価対象になっていない項目（例 防災・減災、高齢者や福祉などの情報）がある。このため、平成27年7月、**国際ランキングの実施団体に意見提出済**。
- 平成28年4月、経済産業省において、**法人ポータル**の運用を開始。29年1月、**全府省庁版が稼働予定**。

②-2 オープンデータ(海外比較と日本の取組)

(IT国家創造宣言工程表(抜粋))

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(3) 課題解決のためのオープンデータ	データカタログサイト 試行版立ち上げ 【内閣官房、全府省庁】	データカタログサイト 本格運用開始 【内閣官房、全府省庁】		データカタログサイト等の質・量両面の拡充 【内閣官房、全府省庁】						
	各府省庁ホームページ 利用ルール見直し 【内閣官房、全府省庁】		政府標準利用 規約の見直し 【内閣官房、全府省庁】	オープンデータ2.0の推進 【内閣官房、全府省庁】						
				民間企業等におけるオープンデータ的な取組の促進 【内閣官房、関係府省庁】						
				地方公共団体におけるオープンデータの取組普及の支援 【内閣官房、関係府省庁】						
				地域課題を解決する人材の育成・派遣、成功事例の横展開 【内閣官房、関係府省庁】						

①強化分野を中心にオープンデータを加速【オープンデータ2.0】

- ・2020年までを集中取組期間と定め、政策課題である「一億総活躍社会の実現」、「オリパラ」を強化分野として、オープンデータの取組を促進。現在、オープンデータを利活用する企業や国民等の意見を吸い上げ、データ公開を充実すべく、パブリックコメントを実施中。
- ・強化分野以外においても、「電子行政オープンデータ戦略」^(注)や「G8オープンデータ憲章」等に基づき、優先的な分野におけるオープンデータ化を引き続き実施。また、オープンデータを利活用する企業等から具体的なニーズがあるものについては、オープンデータ化を検討。

(注) 優先的な分野とは、白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報。(経団連が実施した調査結果も参考に設定。)

②地方公共団体における取組の支援

- ・地域課題の解決等に資するデータ公開を加速するため、地方公共団体向けガイドライン、パッケージ等の提供や、オープンデータ伝道師の派遣など人的、物的に取組を支援。
- ・地方公共団体における取組においては、防災等の地域を跨いだ共通的な分野における取組とともに、各々の地域特性に応じた自主的な取組も併行して促進。

③海外への展開

- ・防災等の各国共通の課題に関する分野も考慮しつつ、国際機関やアジア諸国と連携して、オープンデータの取組を推進。

(注) 「電子行政オープンデータ戦略」(平成24年7月4日、IT戦略本部決定)において、我が国におけるオープンデータの基本原則(①政府自ら積極的に公共データを公開すること、②機械判読可能な形式で公開すること、③営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること、④取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していく)を明記。

③-1 行政手続IT化（海外比較と日本の取組）

海外の状況

【欧州】EUは、2016年4月、「EU電子政府アクションプラン2016-2020～政府のデジタル変革の加速」を決定。

当該アクションプランでは7つの原則を挙げ、その一つに「Once only principle※」を掲げている。

※国民や事業者は、行政庁に対して同一情報を一度だけ提出すればよい。行政庁は、国民や事業者に追加負担を課さぬよう、データ保護ルールに配慮しつつ、許された範囲で提出されたデータを再利用する。

エストニア（人口：約131万人）においても、2007年に“once only”原則が法制上明記され、各省・各政府機関は、市民に対して同じ情報を二度求めることは許されなくなった。

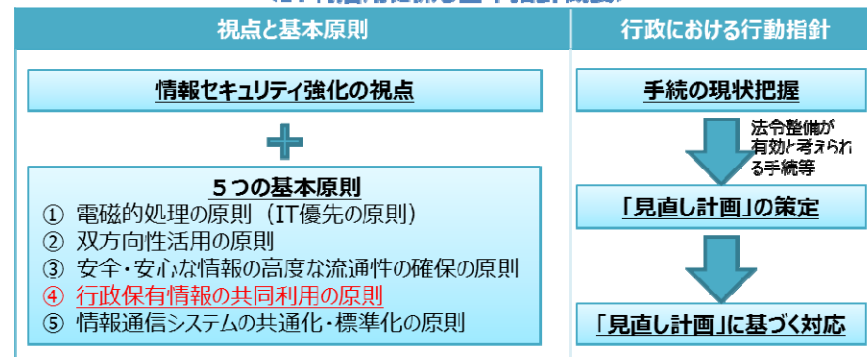
【米国】政府の規制に伴う書類作成負担軽減の観点から、1980年に書類作成負担軽減法を制定。以降の法改正や累次の大統領令を制定しており、2012年の大統領令により、特に書類作成負担に係る時間や金銭の削減効果が大きい取組や、小規模事業者向けに効果のある取組を優先して負担軽減を行うよう指令。

【その他】韓国では、2001年に、行政事務の原則電子処理化を明記した「電子政府推進法」を制定。これに基づき、「行政情報共同利用センター」を国の組織として設立。行政機関の発行する証明書の一部の種類が行政機関相互で共同利用できる仕組みが構築されることによって、全体で7割近い添付書類が不要になった。

日本の取組

- 2013年6月、IT国家創造宣言(工程表) (IT本部決定)において、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランの策定」を掲げ、同年12月、関連制度の精査・検討を行い、28項目の対処方針からなる「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を策定 (IT本部決定)
- 2015年6月、アクションプランに掲げられた個別分野のみならず、IT利活用の進め方に関する基本的な考え方をとりまとめた「IT利活用に係る基本指針」(IT本部決定)を策定。
- 日本においては、上記の海外事例と同様に、「行政保有情報の共同利用の原則」を掲げ、具体的な取組について、IT本部を中心に議論中。
(なお、現行の番号法においても、同一の情報が記載された書面を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう規定。)
- 2016年9月にとりまとめた「子育てワンストップサービス」では、自治体の窓口を訪れることなく、マイナンバーを用いたポータルサイト上で子育て世帯に必要な利便性の高いサービスを実現。このための仕組みは、民間のクラウドサービスの利用を予定しており、短期間で開発・サービス提供できるよう取り組んでいるところ。

＜IT利活用に係る基本指針概要＞



③-2 行政手続IT化（海外比較と日本の取組）

(IT国家創造宣言工程表(抜粋))

年度	短期			中期	長期	KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	
(3) IT活用による諸課題の解決に資する取組 (1) 産業競争力の強化(新ビジネス創出等関係)	IT利活用の裾野拡大を阻害する規制・制度の見直し					
	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】	IT総合戦略室において、アクションプランに記載された項目(28項目)のフォローアップを年2回実施※			これまでのフォローアップ状況や世界の先進的な取組等を踏まえ、アクションプランを改定	
	本人確認手続き等の見直しの検討【内閣官房、関係府省庁】			「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」に基づく各施策の実施(e-文書法の再徹底を含む)【内閣官房、関係府省庁】		
	関連制度(運用解釈が明確でないものも含む)の精査・検討【内閣官房、関係府省庁】			「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の策定【内閣官房、関係府省庁】	「IT利活用に関する基本指針」の策定【内閣官房】	
			法令等により書面での保存・交付等を行うことが規定されている事案の洗い出し及び国民が参照しやすい形での公表【内閣官房、総務省、関係府省庁】		法令等により書面の保存・交付等を規定する手続き等の洗い出し・公表を含む「IT利活用に関する基本指針」に基づく施策の実施【内閣官房、総務省、関係府省庁】	

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続
		オンライン化実施中手続	オンライン化実施していない手続	
行政手続	官-民等	19,329手続	8,040手続	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した手続: 4,438手続
	地方-民等	14,160手続	9,850手続	4,310手続 (30.4%)
民間取引	民-民	3,005手続	2,684手続	321手続 (10.7%)

※そもそも紙・オンラインを問わず申請件数の少ない手続等について、費用対効果を考慮し、オンライン化を停止。一方、申請件数の多い手続等について、重点的にオンライン利用を促進。

※平成28年9月末時点で、「B:対処方針のとおり検討や論点整理が行われていないもの」とされた5項目のうち、「在宅勤務における深夜労働割増の柔軟化」や「遠隔雇用における最低賃金基準の見直し」については、厚生労働省が平成26年度から実施しているテレワークモデル実証事業の中で、労使の意見も踏まえつつ、検証を行うこととしており、今年度末に報告書を取りまとめる予定。

④-1 シェアリングエコノミー（海外比較と日本の取組）

海外の状況

- シェアリングエコノミーは世界中で急速に進展。我が国においても多種多様に展開。

米国

- Handy（家事）
- TaskRabbit（家事等）
- DogVacay（ドッグシッター）
- Traveling Spoon（料理）
- NeighborGoods（モノ）
- Turo（カーシェアリング）
- Poshmark（洋服）
- Lending Club（ソーシャルレンディング）
- couchsurfing（民泊）
- HomeAway（民泊）
- Airbnb（民泊）
- Uber（ライドシェア）
- Lyft（ライドシェア）

欧州

- VizEat（料理）【仏】
- Peerby（モノ）【蘭】
- Zopa（ソーシャルレンディング）【英】
- Velib（自転車）【仏】
- JustPark（駐車場）【英】
- BlaBlaCar（コストシェア型相乗り）【仏】

アジア

- Socar（カーシェアリング）【韓】
- GoGoVan（配送）【香港】
- 自在客（ジザイケ）（民泊）【中】
- 途家（トゥージャ）（民泊）【中】
- Kozaza（民泊）【韓】
- Grab Taxi（ライドシェア(要タクシー資格)）【シンガポール、マレーシア】
- 滴滴出行（ライドシェア）【中】 ※2016年Uber Chinaと合併

日本

- AnyTimes（家事など日常の用事）
- クラウドワークス（クラウドソーシング）
- coconala（占い、イラスト作成等のスキル）
- AsMama（顔見知りによる子育て）
- キッズライン（ベビーシッター）
- DogHuggy（ドッグシッター）
- TadaKu（料理）
- Voyagin（通訳案内）
- KitchHike（料理）
- airCloset（洋服）
- SUSTINA（洋服やアクセサリ等）
- mercari（モノ）
- Anyca（カーシェアリング）
- Cafore（カーシェアリング）
- makuake（クラウドファンディング）
- READYFOR（クラウドファンディング）
- maneo（ソーシャルレンディング）
- 軒先パーキング（駐車場）
- akipa（駐車場）
- spacee（会議室）
- SPACEMARKET（会議室等の空間、民泊）
- STAY JAPAN（民泊、農林漁業体験民宿）
- notteco（コストシェア型相乗り）
- Hitch me（コストシェア型相乗り）

④-2 シェアリングエコノミー（海外比較と日本の取組）

各国のシェアリングエコノミーに係る制度的な対応

- シェアリングエコノミーに対して各国は制度的な対応の緒についたところ。
- 民泊については、自治体レベルで自治体の許可等を必要とする制度改正が行われつつある。
- 自家用車ライドシェアについては、禁止とする国・地域や許可制等の規制を整備する国・地域が現れつつある。

米国

- 連邦政府ではなく、州・郡・都市において対応。
- ポートランド（14年）、ナッシュビル（15年）、サンフランシスコ（15年）等では民泊開始に市の許可等を必要とする制度改正。ニューヨーク州では住宅の短期貸出の広告に罰金規制（16年）。
- カリフォルニア州では、2013年9月にUber等の自家用車ライドシェアのマッチングを行う事業者に許可制を導入。カリフォルニア州以外の自治体でも制度化が進められている。

欧州

- 欧州委員会は2016年6月、ガイダンスを発表し、加盟国に対し、事業としてサービスを提供する者と一時的なサービス提供を行う個人との区別の検討や、信頼向上に向けたプラットフォームによる自主的な活動を奨励すること、各国における対応方針の明確化等を求めた。
- フランスでは、ミールシェア最大手VizEatに対し、パリのホテル・レストラン組合がサービス規制を政府に訴えているが、制度的な対応は行われていない。また、パリ市が民泊開始にあたり市の許可等を必要とする制度改正。さらに、フランス憲法裁判所は15年9月、自家用車ライドシェア（UberPOP）を禁じる法律を違憲とするUberの訴えを棄却。15年7月には、Uber社の幹部2人が逮捕・起訴され、UberPOPの営業は中止された。
- イギリスでは、15年にロンドン市が民泊開始にあたり市の許可等を必要とする制度改正。また、ロンドン交通局は、16年6月からプライベート・ハイヤーをマッチングする企業に対する規制（保険加入、運転手等情報の利用者・当局への提供等）を施行。
- ドイツでは、ハンブルグ（13年）、ベルリン（14年）等で民泊開始にあたり市の許可等を必要とする制度改正。また、15年1月、連邦憲法裁判所は、自家用車ライドシェアに対するハンブルグ市の禁止処分を違法とするUberの訴えを却下。15年3月、フランクフルト州裁判所は、Uberの自家用車ライドシェアサービスを違法と判決（ドイツ全土に適用）。

アジア

- 韓国では、12年に外国人向けの民泊について自治体の指定を必要とする制度改正。また、国土交通部がソウル特別市に対し、旅客自動車運送事業法違反でUberXを取締るよう指示。ソウル市警察は、Uber Koreaの支社長、同社に協力するレンタカー業者ら35人を同法違反で起訴。タクシーの営業資格を持たない一般人が運転するUberXは、15年3月に韓国から撤退。
- 中国では、16年7月に「オンライン予約タクシー経営サービス管理暫定弁法」が公布、ライドシェアのマッチング事業の経営を許可制とする法令を整備（16年11月1日施行）。
- シンガポールは、15年から、住居の最低賃貸期間に関するガイドライン改正の検討を進めている。また、15年からコストシェア型相乗りを合法化、17年上半期までに、自家用車ライドシェアにも専用運転免許を義務付ける等規制改正する予定。

④-3 シェアリングエコノミー（海外比較と日本の取組）

日本の取組

- 我が国では、諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用意向、利用率が総じて低い。また、シェアリングエコノミーのデメリット・利用したくない理由として、「事故・トラブル時の対応に不安」が特に多い。様々な分野に進展するほど、シェアリングエコノミーにおける個人間等の一時的取引が、従来型の個別サービスの営業ごとに規定された現行法令（＝「業法」）に抵触する可能性が高まる。
- このため16年7月、現行の法令等に関係しないサービスを中心に、関係するものであっても法令上特に問題ないと考えられるサービスであることを前提に、シェアリングエコノミー検討会議において自主的ルール促進の検討を開始。16年11月、中間報告書（シェアリングエコノミー推進プログラム）を取りまとめ、シェア事業者による自主的ルールの策定・運用を促進する「モデルガイドライン」を公表。シェア事業者自らによる安全評価・適法性の確認を求め、本人確認、相談窓口設置、保険の活用等を規定。
- 厚生労働省等は、16年6月に「民泊サービスの制度設計のあり方」を公表。特区民泊については、16年10月、最低宿泊日数を「2泊3日」に引き下げる等国家戦略特区法施行令を改正・施行。
- 過疎地域等での自家用車活用拡大等を内容とする、国家戦略特区法改正案が16年5月に可決・成立。

(IT国家創造宣言工程表(抜粋))

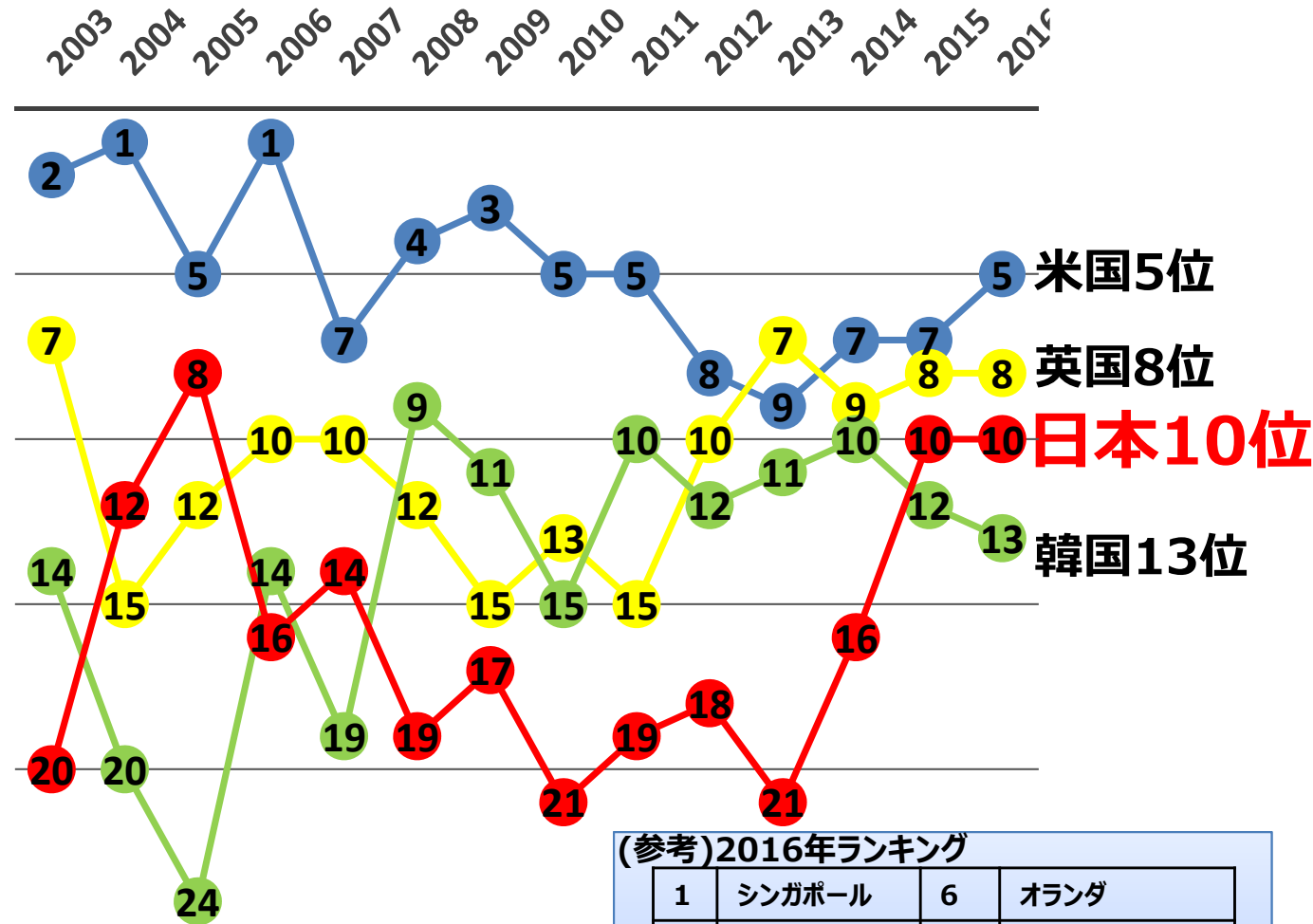
年度	短期			中期				長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
進 (新たなサービスへの対応)	新たなサービスへの対応		シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置についての検討【内閣官房、関係府省庁】	民間団体等による自主ルールの整備をはじめ、必要な措置について検討【内閣官房、経済産業省、総務省、関係府省庁】							
		<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法施行令改正による簡易宿所の面積基準の緩和等を実施(平成28年4月) ・「民泊サービス」に係るルール整備等について、「民泊サービス」のあり方に関する検討会において報告書(平成28年6月)を取りまとめ 		「民泊サービス」に係るルール整備等については、「民泊サービス」のあり方に関する検討会における検討結果を踏まえ、必要な法整備を行う【厚生労働省、観光庁】							

シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、2016年7月8日より、政府CIOの下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催。11月4日に報告を取りまとめ・公表。

【参考資料】

参考1-1：国際ランキングにおける日本の位置づけ(ICT国際競争力ランキング)

世界経済フォーラムが公表しているICT競争力ランキング(NRI: Network Readiness Index)では、日本は10位。

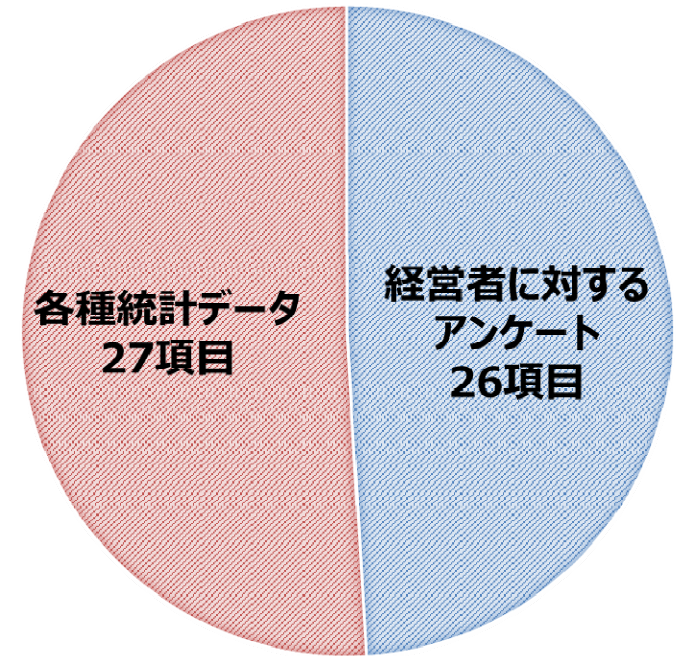


(参考)2016年ランキング

1	シンガポール	6	オランダ
2	フィンランド	7	スイス
3	スウェーデン	8	英国
4	ノルウェー	9	ルクセンブルク
5	米国	10	日本

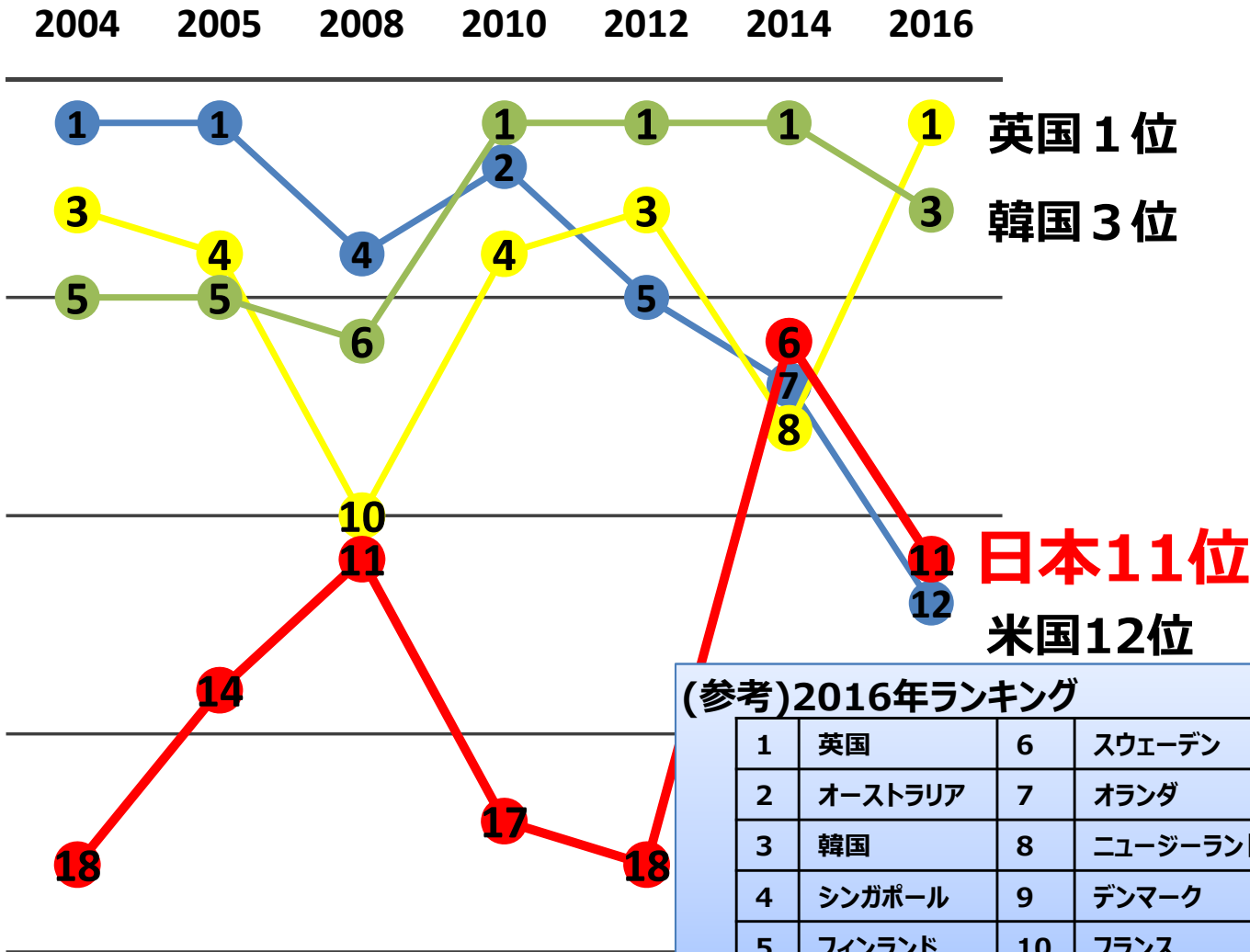
ランキングの評価方法について

ICT競争力ランキング



評価方法として、統計データ以外にアンケート等のデータを利用しており、そのため、必ずしも客観的な評価とならない可能性がある。また、統計データに関しても、用いる統計データによっては、評価が大きく変動。

国連が公表している電子政府ランキング(EGDI:E-Government Development Index)では、日本は11位。

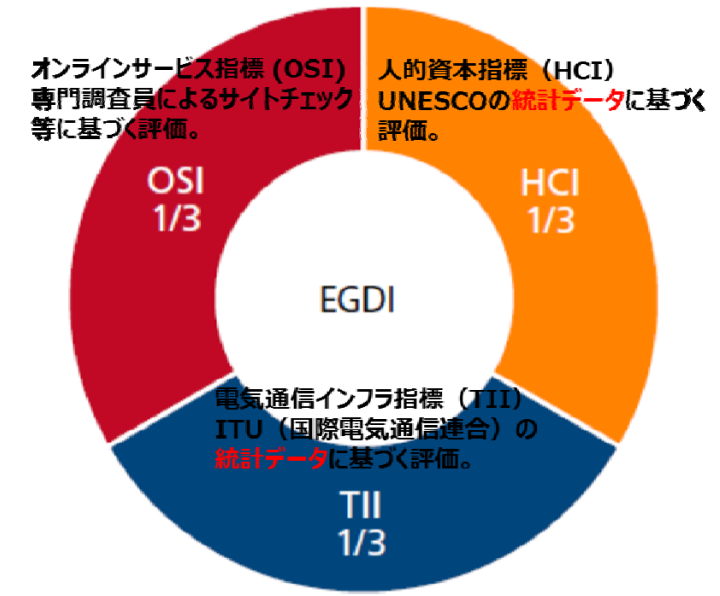


(参考)2016年ランキング

1	英国	6	スウェーデン
2	オーストラリア	7	オランダ
3	韓国	8	ニュージーランド
4	シンガポール	9	デンマーク
5	フィンランド	10	フランス

ランキングの評価方法について

電子政府ランキング



評価方法として、統計データ以外にアンケート等のデータを利用しており、そのため、必ずしも客観的な評価とならない可能性がある。また、統計データに関しても、用いる統計データによっては、評価が大きく変動。

参考1-3： オープンデータに係る国際ランキングの比較

- ・評価軸が異なるため、各ランキング間でバラつきが大きい。
- ・ODIは2015年より評価項目と評価プロセスが変更になったため、2014年と比較し順位の乱高下が激しい。

国名	ODB		ODI		OECD
	2015	2014	2015	2014	2015
英国	1	1	2	1	3
米国	2	2	8	8	9
フランス	2	4	10	3	2
カナダ	4	7	17	22	5
デンマーク	5	9	3	2	19
ニュージーランド	6	4	-	5	15
オランダ	7	6	8	17	25
韓国	8	17	23	28	1
スウェーデン	9	3	27	13	27
オーストラリア	10	10	5	5	4
フィンランド	11	12	5	4	11
ドイツ	11	10	26	9	16
スペイン	13	13	17	31	6
オーストリア	13	15	23	23	13
日本	13	19	31	19	14
メキシコ	16	24	13	28	10
ブラジル	17	21	12	26	
ノルウェー	17	7	10	7	8
ウルグアイ	19	25	7	13	
スイス	20	22	29	24	21

(注) ODBは、Open Data Barometerの略。
 ODIは、Open Data Indexの略。
 OECDは、OECDOurdata Indexの略。

平成26年10月1日、データカタログサイト「DATA.GO.JP」の本格運用開始



URL <http://www.data.go.jp/>

主な機能

- ①公共データの横断検索機能
府省が公開しているデータを横断検索できる機能。検索結果から、そのデータに関する説明（メタデータ）を確認でき、府省の公開URLからダウンロードできる。
- ②関連の取組のリンク等
利活用の参考にできるように、政府の方針・決定、公共データ活用事例、府省等のデータベースサイトを紹介。
- ③利用者からの意見受付コーナー
掲載しているデータのデータ形式、現在掲載されていないデータの掲載等に関する意見を受け付ける。
- ④更新情報の通知機能
サイトの新着情報やデータの更新について利用者に通知する。
- ⑤メタデータダウンロード機能
複数のデータセットを選択し、メタデータをダウンロードできる。



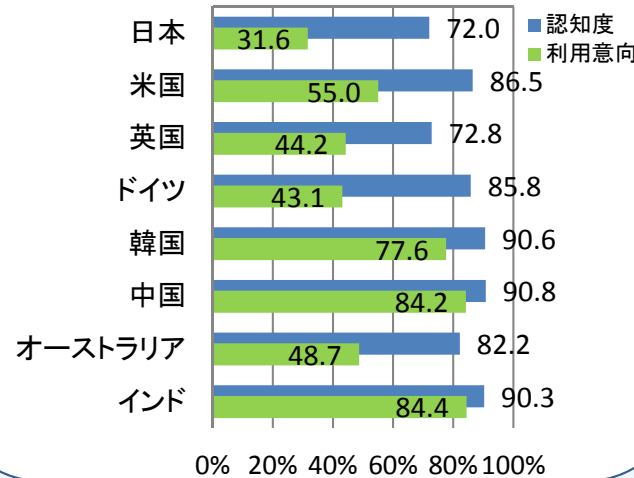
参考3-1： シェアリングエコノミーの認知度等の各国比較

- 日本では、他国と比較して、シェアリングエコノミーサービスの認知度や利用意向が総じて低い。
- 認知度と利用意向が相関するため、**認知度向上**を通じた関連市場拡大の余地は大きいと考えられる。

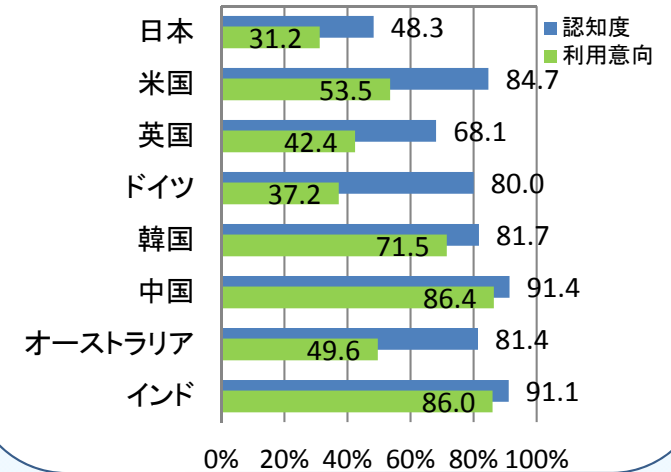
シェアリングエコノミーの 代表的サービスに関する 認知度・利用意向・利用率

(出典：H28年版情報通信白書)

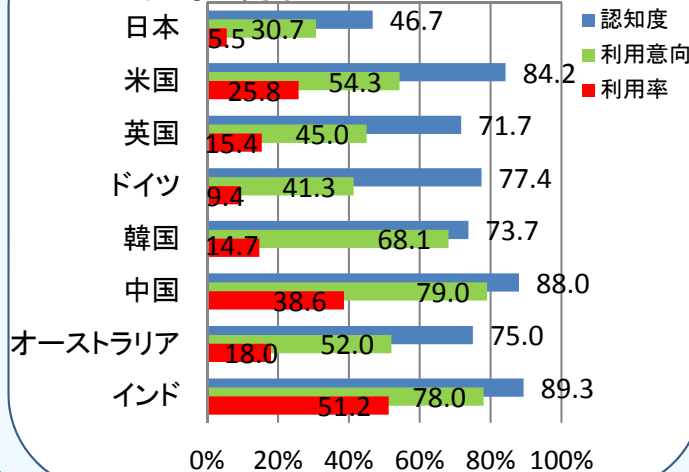
民泊サービス



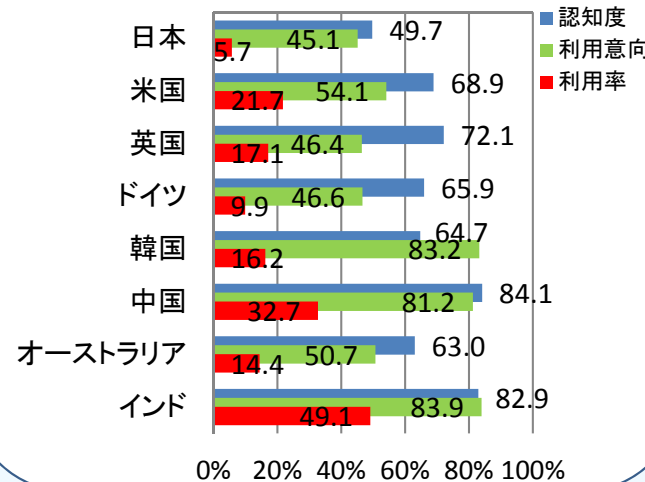
一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス



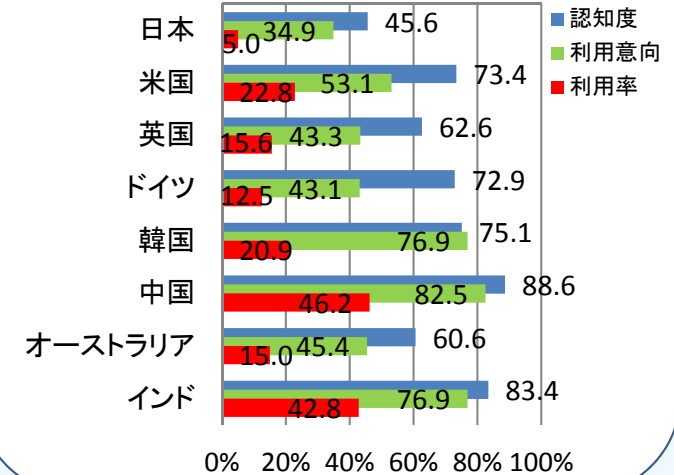
個人の家事等の 仕事・労働のシェアサービス



駐車スペースシェアサービス



個人所有のモノのシェアサービス



参考3-2： シェアリングエコノミーを利用しない理由の各国比較

- 日本では、他国と比較して、シェアリングエコノミーサービスへの不安（事故・トラブル等）が強い。
- 関連市場拡大のためには、**安全性・信頼性の確保**による利用者の不安解消が必須と考えられる。

シェアリングエコノミーを利用したくない（又は利用意向はあるがデメリットと感じている）理由

（出典：H28年版情報通信白書）※2016年調査

民泊サービスのデメリット・利用したくない理由（単位：％）

		企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから	利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから	事故やトラブル時の対応に不安があるから	サービスの内容や使い方がわかりにくいから	個人情報の事前登録などの手続がわずらわしいから	この中にはない	
日本	利用意向なし	31.5	6.1	53.6	11.6	19.0	22.7	
	利用意向あり	25.7	15.4	44.1	11.1	18.3	16.2	
米国	利用意向なし	33.8	9.6	32.5	7.0	5.4	45.1	
	利用意向あり	54.0	21.5	28.7	10.2	7.5	10.6	
英国	利用意向なし	31.2	12.3	33.6	5.7	8.2	40.3	
	利用意向あり	38.7	31.1	28.6	8.4	5.1	10.7	
ドイツ	利用意向なし	21.0	5.8	31.7	4.7	9.0	40.7	
	利用意向あり	21.3	19.2	30.0	7.2	7.0	26.2	
韓国	利用意向なし	27.9	22.8	55.9	15.2	21.6	12.4	
	利用意向あり	36.7	30.7	36.2	16.5	12.8	7.0	
中国	利用意向なし	12.2	24.2	45.0	12.7	20.7	22.9	
	利用意向あり	41.8	20.1	26.2	14.0	14.7	10.8	
オーストラリア	利用意向なし	38.8	12.6	35.1	7.5	10.9	33.1	
	利用意向あり	38.3	27.0	33.7	10.7	8.2	12.3	
インド	利用意向なし	27.4	12.7	22.6	14.3	15.6	36.7	
	利用意向あり	55.4	28.3	18.4	10.7	7.1	4.3	

一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービスのデメリット・利用したくない理由（単位：％）

		企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから	利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから	事故やトラブル時の対応に不安があるから	サービスの内容や使い方がわかりにくいから	個人情報の事前登録などの手続がわずらわしいから	この中にはない	
日本	利用意向なし	25.4	5.3	54.8	10.3	14.6	24.6	
	利用意向あり	16.2	17.5	45.7	11.5	14.7	15.9	
米国	利用意向なし	30.5	10.7	37.4	8.3	7.1	40.5	
	利用意向あり	38.2	28.4	30.7	9.4	6.7	10.7	
英国	利用意向なし	29.9	13.2	32.6	7.1	8.0	39.1	
	利用意向あり	25.2	33.3	29.9	10.8	5.1	12.4	
ドイツ	利用意向なし	17.6	5.2	35.1	5.7	6.1	41.1	
	利用意向あり	18.5	17.5	33.4	6.7	6.8	26.9	
韓国	利用意向なし	22.2	19.7	60.3	14.0	13.2	14.2	
	利用意向あり	24.5	29.0	46.1	18.0	11.9	5.8	
中国	利用意向なし	6.5	17.9	45.5	7.5	16.3	28.8	
	利用意向あり	25.3	33.3	35.8	12.0	12.4	10.1	
オーストラリア	利用意向なし	35.7	10.5	37.5	8.3	8.6	32.6	
	利用意向あり	30.0	24.6	37.1	10.9	6.3	15.1	
インド	利用意向なし	20.2	15.5	24.4	7.8	8.3	39.3	
	利用意向あり	35.1	39.1	25.6	12.3	5.0	4.9	

参考3-3： シェアリングエコノミー推進プログラムの概要①

I. 基本方針

シェアリングエコノミーは、既存リソースの効率的な活用や、個人による多種多様なサービスの提供・享受を可能とし、社会課題の解決が期待。シェアリングエコノミーの健全な発展を通じて、一億総活躍社会の実現、経済成長、資源の有効活用、地方創生・地域共助、イノベーション創出、国際動向と調和した我が国の持続的発展に寄与することを目指す。

II. 具体的施策

1. 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保

- 従来のような B to C とは異なり、不特定多数の個人間の取引（C to C）を基本としているため、「事故・トラブル時の不安」の低減が普及を進める上で課題。このため、シェア事業者による自主的ルールの整備・活用を促進し、安全性・信頼性を確保。

シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

<主な内容>

①サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施

シェア事業者は、以下の自己評価を実施。

- ア 生命・身体に危害を与える可能性評価及び講ずる対策によるリスク低減効果の評価
- イ 弁護士等の活用による明らかな法令違反の調査及び法令違反とならない根拠の明確化

②シェア事業者が遵守すべき具体的事項

- ア <登録事項> 安全確保が求められるサービスについては公的身分証を登録させる等本人確認を行うこと 等
- イ <利用規約等> 違法・権利侵害となるサービス提供を禁止すること 等
- ウ <サービスの質の誤解を減じる事前措置> 提供者が個人の場合はその旨を表示すること 等
- エ <事後評価> 評価の仕組みを設けること 等
- オ <トラブル防止及び相談窓口> 相談窓口を設置すること、安全確保が求められるサービスは賠償責任保険等、万一の事故に備えること 等
- カ <情報セキュリティ> 従業員の教育、外部からの不正アクセス等の防止、最新情報の収集 等

参考3-4： シェアリングエコノミー推進プログラムの概要②

II. 具体的施策

2. グレーゾーン解消に向けた取組等

(1) 弁護士等の活用による法令調査・法令違反でない根拠の明確化の推奨

- シェア事業者の社会的なアカウンタビリティを高める取組を推奨。

(2) グレーゾーン解消制度・企業実証特例制度の活用の推奨・支援

- 適法なサービスのマッチングであることを明確化したいシェア事業者に対して、活用を推奨、必要な支援を実施。

(3) 現行規制の検証

- 政府の規制改革推進会議等の場において、シェアリングエコノミーの推進に関し、国家戦略特区等の活用も含め、規制の在り方について、消費者の利便性向上、安全性の確保、外部不経済、国際競争力の強化等に留意しつつ、幅広く議論。

3. シェアリングシティ構想の推進

(1) 自治体とシェア事業者の連携実証等

- 自治体とシェア事業者が連携して実証を行い、シェアリングエコノミーの地域への導入に当たって克服すべき課題を特定。またその解決に資するベストプラクティスモデルを構築し、他の地域へ横展開。
例：日南市（空き施設活用、シルバー人材センター・ファミリーサポートセンターとの連携）

(2) シェアリングエコノミー導入自治体の事例集（ベストプラクティス集）の作成・共有

(3) シェアリングエコノミー伝道師（仮称）の派遣

4. シェアリングエコノミーの普及・啓発

シェアリングエコノミー普及シンポジウムの開催その他の普及・啓発活動の実施

III. 推進体制

シェアリングエコノミー促進センター（仮称）の設置

- 情報提供・相談窓口機能のほか、自主的ルールの普及・促進、関係府省等との連絡調整、ベストプラクティスの紹介、その他のシェアリングエコノミーの促進に関する取組を推進するセンターを政府部内に設置。
- センターにおいて、毎年1回、進捗状況を公表。サービスの進展を踏まえて、モデルガイドラインを含め、適宜施策を見直し、着実に推進。